**令和５年度**

**出水市放課後児童クラブ**

**入会申込の手引**

****

****

**申込受付期間**

**令和４年１１月１日（火）～１１月３０日（水）**

**８：３０～１７：１５**

**（土・日・祝日を除きます。）**

**提　出　先**

**本庁こども課又は各支所総合市民課**

《問合せ先》

出水市 こども課 こども施設係（9番窓口）

電話番号:０９９６－６３－４０５４

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 入会申込受付について |  |

**１　対象者**

　　次の条件の全てを満たしている児童であること。

　（１）市内に住所を有する小学校の児童

　（２）保護者が就労等により昼間保育できない児童

**２　提出書類（入会申込書類提出確認表と併せて確認してください。）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保護者の状況 | 添付書類 | 共通書類 |
| 就労している場合 | ・就労証明書  （**勤務の時間帯が不規則な交代勤務（シフト勤務）等の場合**は、**直近１か月分の勤務表とタイムスケジュール**を就労証明書と併せて提出してください。）  （**自営業**の場合は、**タイムスケジュール**を就労証明書と併せて提出してください。） | ・児童クラブ  入会申込書  ・児童クラブ  入会調書  ・児童クラブ  問診票  ・個人情報の  取扱いに関  する同意書 |
| 病気や障がいがある方で**入院、通院**している場合 | ・医師の診断書※又は障害者手帳の写し |
| 病気や障がいがある方を**常時介護**している場合 | ・病気や障がいがある方の診断書※又は障害者手帳の写し  ・タイムスケジュール |
| 出産（産前産後8週）  する場合 | ・母子手帳（表紙と分娩予定日ページ）の写し |
| 修学している場合 | ・在学（在籍）証明書  ・タイムスケジュール  ・校時表等 |
| 児童の状況 | 添付書類 |
| 特別支援学級等に在籍  している場合  （在籍予定の場合） | ・在籍証明書等  ※在籍(予定)が確認できる書類 |
| 療育手帳等を所持（申請中）している場合 | ・療育手帳等の写し |
| その他 | 添付書類 |
| 令和４年１月２日以降に出水市に転入し、又は就労等の関係で出水市外に住民票がある場合 | ・転出先又は住民票がある市区町村の令和４年度又は令和５年度課税証明書（市区町村民税が確認できるものに限る。） |

※　**診断書**には、**療養等が必要な理由と期間等**を書いてもらってください。

**３　申込受付期間**

　　令和４年11月１日（火）～11月３０日（水）８：３０～１７：１５

　　※　土曜日、日曜日、祝日を除きます。

**４　受付場所**

　　本　　　庁　こども課　　電話　０９９６－６３－４０５４

　　高尾野支所　総合市民課　　電話　０９９６－８２－５４１６

　　野田支所　総合市民課　　電話　０９９６－８４－４８１４

**５　注意事項**

　（１）申込受付期間外での申込みや、提出書類等が揃っていない場合は、入会選考順位が下がります。

提出書類の記入漏れや書類が不足することがないよう確認してから、提出してください。

　（２）夏休み期間中のみ入会希望の方は、夏休み期間中の定員に空きがない

場合は、希望の児童クラブに入会できないことがあります。

　（３）休会（児童クラブを長期間休む場合）の取扱いはありません。

退会届を提出し、一度退会して、再度入会の申込みをしてください。

なお、定員に空きがない場合は、待機になります。

**６　審査基準について**

　　保育所等と同様に家庭の状況等を点数化して審査しています。

優先順位をつけることによって、必要度の高い児童から入会できるようにするためです。

　　点数順に入会の決定をしますので、申込人数が定員を超えた場合は、待機になる場合があります。

**７　審査結果について**

　　４月から入会の方については、２月上旬（予定）に審査結果を通知します。

　　夏休み期間のみの入会の方については、定員の空き状況を確認し、受入児童数の調整を行うため、６月下旬（予定）に審査結果を通知します。

**８　申込期間外の受付について**

　　申込期間外の受付は随時行いますが、定員に空きがない場合は、待機になります。

また、夏休み期間のみの入会希望者へ審査結果を通知するため、夏休み期間のみの利用申込みの期間外受付は、5月末で一旦終了します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」といいます）とは |

「保護者のいずれもが労働などにより昼間家庭にいない」

そのような場合に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、専門の支援員が適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として設置したものです。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 運営時間 |

運営時間は、次の表のとおりです。

特別な事情のため児童クラブを休みにする場合や運営時間を変更する際は、随時お知らせします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 運営時間 | 備考 |
| 平日及び土曜授業日 | 授業終了後～１８：００  （児童クラブにより異なる  場合があります。） | 授業が終わったら、児童クラブで過ごします。  土曜授業の日は、お弁当が必要です。 |
| 土曜日 | ８：００～１８：００ | お弁当が必要です。 |
| 日曜・祝日 | 休み | |
| 休　　所　　日 | お　　盆：８月１４日・１５日  年末年始：１２月２８日～１月４日 | |
| 学校行事振替日  春・夏・冬休みなど | ８：００～１８：００ | お弁当が必要です。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 利用希望日 |

　利用希望日は、次の表のとおりです。保護者の就労等の状況を踏まえて申込みをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用区分 | 曜日区分 |
| 放課後のみ利用 | 月　～　金 |
| 月　～　土 |
| 放課後・夏休み利用 | 月　～　金 |
| 月　～　土 |
| 夏休みのみ利用 | 月　～　金 |
| 月　～　土 |

※　土曜日は、要件がある場合のみ利用することができます。

　例：シフト勤務により土曜日も勤務がある場合など

【児童クラブ一覧】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象  校区 | 児童クラブ名 | 運営主体 | 住　所 | 電話番号 | 定員  （人） |
| 大川内 | 大川内児童クラブ | 民営 | 出水市下大川内3915番地1  (大川内小学校内） | 68-2100 | 20 |
| 出水 | 出水児童クラブ | 指定管理 | 出水市麓町9番13号  (出水小学校内） | 63-1216 | 50 |
| 西出水 | 西出水児童クラブ | 指定管理 | 出水市西出水町1050番地 | 63-8240 | 50 |
| 西出水保育園  中央第一児童クラブ | 民営 | 出水市西出水町354番地 | 62-0577 | 4５  (予定) |
| 西出水慈光児童クラブ | 民営 | 出水市西出水町1139番地 | 080-1760-2220 | 15 |
| 東出水 | 東出水児童クラブ | 指定管理 | 出水市上鯖渕1866番地  (東出水小学校内) | 63-6137 | 35 |
| 米ノ津 | 米ノ津児童クラブ | 指定管理 | 出水市下知識町1584番地  (米ノ津小学校内) | 67-4800 | 40 |
| 信和会米ノ津児童クラブ | 民営 | 出水市今釜町815番地 | 67-3323 | 25 |
| 米ノ津東 | 米ノ津東児童クラブ | 指定管理 | 出水市下鯖町630番地2 | 67-5975 | 40 |
| 切通 | 切通児童クラブ | 民営 | 出水市境町1286番地  (切通小学校内) | 090-6896-6626 | 15 |
| 高尾野 | 高尾野児童クラブ | 民営 | 出水市高尾野町柴引2081番地 | 82-2171 | 85 |
| 下水流 | しもずる児童クラブ | 民営 | 出水市高尾野町下水流2759番地  18 | 82-0820 | 40 |
| 江内 | 江内児童クラブ | 民営 | 出水市高尾野町江内7631番地  （江内小学校内） | 080-8398-0299 | 15 |
| 野田 | 野田児童クラブ | 指定管理 | 出水市野田町上名348番地1  (野田幼稚園内) | 64-9130 | 30 |

【小規模児童クラブ】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象  校区 | 児童クラブ名 | 運営主体 | 住　所 | 電話番号 | 定員  （人） |
| 荘 | 荘児童クラブ | 民営 | 出水市荘1748番地  (鶴荘学園内） | 080-1745-1725 | 10 |

　　※　荘児童クラブの利用申込みは、荘児童クラブへ直接お願いします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 会費 |

会費は、次の表のとおりです。

世帯の状況や市民税の課税状況に応じて決定しますが、９月に切り替えがあります。

４月から８月までの会費は、前年度（Ｒ3.1.1～Ｒ3.12.31）の課税状況に基づき算定し、９月以降の会費は、当該年度（Ｒ4.1.1～Ｒ4.12.31）の市民税が確定した後に算定します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯区分 | | 通年利用（放課後と夏季休業） | | | | 夏季休業日のみ利用  （7/2１～8/31） | |
| ８　月  （8/1～8/31） | | ８月以外の月 | |
| 月～金 | 月～土 | 月～金 | 月～土 | 月～金 | 月～土 |
| 生活保護世帯・  ひとり親家庭  の非課税世帯 | | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 非課税世帯・  均等割課税世帯 | １人目 | 3,600円 | 4,350円 | 1,700円 | 2,450円 | 5,000円 | 5,950円 |
| ２人目 | 1,800円 | 2,175円 | 850円 | 1,225円 | 2,500円 | 2,975円 |
| ３人目  以　降 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| その他世帯 | １人目 | 7,200円 | 8,700円 | 3,400円 | 4,900円 | 10,000円 | 11,900円 |
| ２人目 | 3,600円 | 4,350円 | 1,700円 | 2,450円 | 5,000円 | 5,950円 |
| ３人目  以　降 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |

【会費一覧（月額料金）】

※　会費の他に、おやつ代と傷害保険料等が別途必要となります。

会費は、入会する前月末までにお支払いください。

※　夏休みに児童クラブを利用しない場合、７月のクラブ利用は、７月20日（終業式の日）までの利用になりますが、1か月分の会費の納入が必要です。

※　月途中から児童クラブに入会した際の入会月のクラブ会費については、利用日数により月額会費から減額になる場合があります。

入会決定通知によりお知らせします。

**注意してください！**

９月の会費の見直しに伴い、会費が変更になることがあります。算定の結果、

会費が変更となる方には、８月上旬（予定）から順次お知らせします。

また、年度途中に税の修正申告を行った場合は、税の更正が行われた翌月から更正後の課税状況に基づき会費の再算定を行いますので、こども課まで連絡してください。会費の変更があった方には、別途、通知をします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 傷害保険・おやつ代 |

傷害保険・おやつ代等の詳細は、次の問合せ先に確認してください。

【問合せ先】

|  |  |
| --- | --- |
| 児童クラブ名 | 問合せ先 |
| 出水・西出水・東出水・米ノ津・  米ノ津東・野田 | 社会福祉法人　出水市社会福祉協議会  ＴＥＬ　６３－３３３３ |
| 大川内 | 大川内児童クラブ運営委員会  ＴＥＬ　６８－２１００ |
| 西出水保育園中央第一 | 社会福祉法人　南嶺山福祉会  ＴＥＬ　６２－０５７７ |
| 信和会米ノ津 | 社会福祉法人　信和会  ＴＥＬ　６７－２１６６ |
| 切通 | 切通児童クラブ運営委員会  ＴＥＬ　０９０－６８９６－６６２６ |
| 高尾野・江内・西出水慈光 | 学校法人　慈愛学園  ＴＥＬ　８２－２１７１ |
| しもずる | 社会福祉法人　下水流福祉会  ＴＥＬ　８２－００３０ |
| 荘児童クラブ | 荘児童クラブ運営委員会  ＴＥＬ　０８０－１７４５－１７２５ |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 延長保育 |

次の児童クラブでは、18時以後の延長保育を実施しています。

就労等の事情により延長保育を希望する場合は、会費とは別に延長保育料をお支払いください。

詳しい内容は、次の問合せ先に確認してください。

【実施予定児童クラブ一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童クラブ名 | | 問合せ先 |
| 西出水保育園中央第一 | | 社会福祉法人　南嶺山福祉会  ＴＥＬ　６２－０５７７ |
| 信和会米ノ津 | | 社会福祉法人　信和会  ＴＥＬ　６７－２１６６ |
| しもずる | | 社会福祉法人　下水流福祉会  ＴＥＬ　８２－００３０ |
|  | | 徒歩帰宅 | |

　徒歩帰宅の取扱いは、次の表のとおりです。

各児童クラブで徒歩帰宅の方針が異なります。

原則として保護者のお迎えをお願いしていますが、事情により児童の徒歩帰宅が必要な場合は、必ず児童クラブに確認を行ってください。

詳しい内容は、各クラブの問合せ先に確認してください。

【取扱い一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童クラブ名 | 徒歩帰宅の取扱い | 問合せ先 |
| 出水  西出水  東出水  米ノ津  米ノ津東  野田 | ３月～10月：17時  11月～２月：16時45分  ※　上記時間より前に徒歩帰宅する場合は、保護者からの事前連絡が必要です。  ※　17時以後の徒歩帰宅はできません。 | 社会福祉法人  出水市社会福祉協議会  ＴＥＬ　６３－３３３３ |
| 大川内 | 徒歩帰宅はできません。 | 大川内児童クラブ  運営委員会  ＴＥＬ　６８－２１００ |
| 西出水保育園中央第一 | 徒歩帰宅はできません。 | 社会福祉法人  南嶺山福祉会  ＴＥＬ　６２－０５７７ |
| 信和会米ノ津 | ３月～10月：17時  11月～２月：16時45分  ※　上記時間より前に徒歩帰宅する場合は、保護者からの事前連絡が必要です。  ※　17時以後の徒歩帰宅はできません。 | 社会福祉法人　信和会  ＴＥＬ　６７－２１６６ |
| 切　通 | ３月～10月：17時  11月～２月：16時45分  ※　上記時間より前に徒歩帰宅する場合は、保護者からの事前連絡が必要です。  ※　17時以後の徒歩帰宅はできません。 | 切通児童クラブ  運営委員会  ＴＥＬ ０９０-６８９６-６６２６ |
| 高尾野  江内  西出水慈光 | 開所時間内であれば、徒歩帰宅を行うことができます。 | 学校法人　慈愛学園  ＴＥＬ　８２－２１７１ |
| しもずる | 徒歩帰宅はできません。 | 社会福祉法人  下水流福祉会  ＴＥＬ　８２－００３０ |
| 荘 | 徒歩帰宅はできません。 | 荘児童クラブ運営委員会  ＴＥＬ ０８０－１７４５－１７２５ |

徒歩帰宅を行う場合は、児童クラブの支援員に保護者から事前連絡を必ず行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 緊急・災害時などの対応について |

　緊急・災害時における児童クラブの対応は、次の取決めをしています。

【対応一覧】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 児童クラブの対応 | 連絡の有無と方法 | |
| 学級閉鎖・学校閉鎖（インフルエンザ等） | | 該当するクラス又は学年の児童は、休ませてください。  午後から学級・学年閉鎖のような場合は、該当する学級・学年の児童は基本的には受け入れません。 | 支援員からの連絡はありません。 | |
| 登校→集団下校  台風や大雪  引渡し等 | | 児童クラブは、休みです。 | 支援員が学校と連携し、学校側から要請がある場合は、速やかに保護者に連絡をします。 | |
| 土曜日、夏休み等において、台風や大雪等が予想される場合 | | 児童クラブの判断によります。 | 支援員が保護者へ連絡をします。 | |
| 運動会延期の対応 | | 平日等に運動会が実施される場合は、児童クラブは休みです。  運動会等の振替休日は、8時から18時まで運営します。 | 支援員からの連絡はありません。 | |
|  | | 服薬について | | |

　児童クラブでは、医師法、保健師助産師看護師法その他の関連法令等により、児童に投薬することはできません。

　児童が薬を服用しなければならないような健康状態の場合、原則として児童クラブへの出席は控えてください。

　また、慢性的な疾病や障がい等、やむを得ない場合（容態が安定し、経過観察及び専門的配慮が不要で誤嚥（ごえん）の可能性が低く、医師の指示を受けている場合）は、児童が薬を服用する際にお手伝いしますので、各児童クラブに備えてある「服薬の手伝いについて」の届けを提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 伝染性の感染症に罹患した場合 |

　本人の健康回復及び感染症の拡大を防止するため、医療機関で受診された場合、児童クラブは休ませてください。

　なお、初診の際に治癒後の出席可能日を確認し、その指示に従ってください。治癒後出席する場合は、児童クラブに備え付けてある「報告書」を提出してください。

伝染性の感染症等については、利用者及び職員等の感染拡大などにより、児童クラブを休会せざるを得ない状況となる場合があります。

体調が悪い場合は、利用を控えるなどのご協力をお願いします。

※参考（出席停止期間を必ず守ってください。）

　・新型コロナウイルス感染症（療養期間）

　・インフルエンザ（解熱した後２日を経過するまで）

　・風疹（発疹が消滅するまで）

　・百日咳（特有の咳が消滅するまで）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 必ず守ってね！ |

児童クラブを利用するときは、次の事項を必ず守ってください。

●　児童クラブの終了時間は１８時です。

１８時までにお迎えをお願いします。

　（延長保育を行う児童クラブを利用する場合も、決められた時間内にお迎えをお願いします。）

●　学校を休む場合は、児童クラブにも連絡をお願いします。

夏休み、土曜日（土曜授業日以外）など休校日に休む場合も連絡をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 退会や変更について |

退会や申込内容に変更があるときは、次の手続をお願いします。

手続に必要な書類は、市役所にあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出内容 | 提出物 | 提出先 |
| 退会するとき　※１ | 児童クラブ退会届  （退会する日の**２週間前まで**に提出してください。） | 本庁こども課  各支所総合市民課 |
| 入会を辞退及び申込みを取り下げるとき　※２ | 児童クラブ入会申込み取下げ（辞退）届 |
| 住所、保護者の勤務先、電話番号、利用方法など申込時点から変更があったとき　※３ | 児童クラブ入会申込事項変更届  勤務先を変更した場合は、就労証明書を添付してください。 |

**※１　月途中の退会における会費の返金はありません。**

**※２　申込中****（入会決定前及び待機の状態）に、児童クラブの利用が不要となった場合は、必ず『児童クラブ入会申込み取下げ（辞退）届』の提出をお願いします。**

**※３　申込中（入会決定前及び待機の状態）に、住所や就労先が変更となった場合も、必ず変更届の提出をお願いします。**

**注意してください！**

諸費用の滞納があるときや、無届で１か月以上児童クラブに出席しないとき、その他入会の対象に該当しなくなったときは退会していただくことがあります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | よくある問合せについて |

Q１　きょうだいで児童クラブの申込みをする場合は、申込書類はそれぞれ提出が必要ですか？

A１　それぞれ提出が必要です。申込児童ごとに申込書類を一式ずつ作成して提出してください。

ただし、就労証明書等、各種要件を証明する書類は、１人分の提出があれば、コピーで代用することが可能です。

就労証明書は下の部分に、保護者記載欄がありますので、保育所等の利用に係る児童名を記載して利用することができます。入会申込みに係る児童全ての氏名等を記入し、必要枚数をコピーして、きょうだいそれぞれの申込書に添付して提出してください。

Q２　求職中ですが、入会申込みができますか？

　A２　できません。就労先が決まってから、申込書を提出してください。

　Q３　就労先の本社が市外にあるため、就労証明書や直近１か月分の勤務表の写しが入会申込期間内に間に合いません。

　A３　申込期間内に「令和５年度児童クラブ入会申込書類提出確認表」、「児童クラブ入会申込書」「児童クラブ入会調書」「児童クラブ問診票」「個人情報に関する同意書」は、必ず提出してください。

就労証明書等は押印が不要ですので、メール・Faxで送られてきたものを、速やかに、こども課及び各支所総合市民課に提出してください。

書類が審査に間に合わなかった場合は、入会選考順位が下がりますので、必ず決められた期間内に書類の提出をお願いします。

　Ｑ4　現在の就労先は、雇用期限があるところです。雇用期限が切れる際の手続はどうしたらよいでしょうか。

　Ａ４　雇用期間終了後に新しい就労先が決まっている場合は、「児童クラブ入会申込事項変更届」と新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。

雇用期間終了後に自動更新等で引き続き雇用見込等の場合は、就労証明書の備考欄に自動更新等の有無を、就労先においてその旨記入していただき提出をお願いします。

　　　　雇用期間終了後、自動更新等がなく、新しい就労先も決まっていない場合は、就労による入会基準を満たさないため、退会になります。

　Q５　放課後のみで利用しています。７月は、7月1日から7月20日までしか利用しませんが、1か月分の会費を支払う必要がありますか。

　Ａ５　月額料金となっているため、1か月分の会費の支払いとなります。

　Q６　通年で入会していますが、6月のみ休会して、7月から再度児童クラブに戻ることができますか？

　Ａ６　休会の取扱いがないため、休会はできません。

5月末日で退会し、7月からの入会について、新たに申込書を提出することとなりますが、7月からの定員に空きがないときは、待機となります。

　　　　または、入会したままで６月は利用しないという方法もありますが、

　　　６月分の会費は発生します。

　Ｑ７　出産に伴い、産後８週経過後に育児休暇を取得する予定です。

育児休暇取得中も現在入会している児童クラブに継続して入会することができますか？

　Ａ７　できません。育児休暇を取得する場合は、入会条件を満たさないため、退会になります。退会届の提出をお願いします。